

瀬戸市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市教育委員会

教育長 深見和博

瀬戸市教育委員会規則第4号

瀬戸市立学校管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市立学校管理規則（昭和34年瀬戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県費負担事務職員) 第17条の12 <省略> 2 前項に規定する事務職員の職とその職務は、次の各号に掲げるとおりとし、その職の中から必要な職を学校に置く。 (1)から(5)まで <省略> 3 <省略>	(県費負担事務職員) 第17条の12 <省略> 2 前項に規定する事務職員の職とその職務は、次の各号に掲げるとおりとし、その職の中から必要な職を学校に置く。 <u>ただし、特別支援学校には、総括事務長又は事務長を置くものとする。</u> (1)から(5)まで <省略> 3 <省略>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。